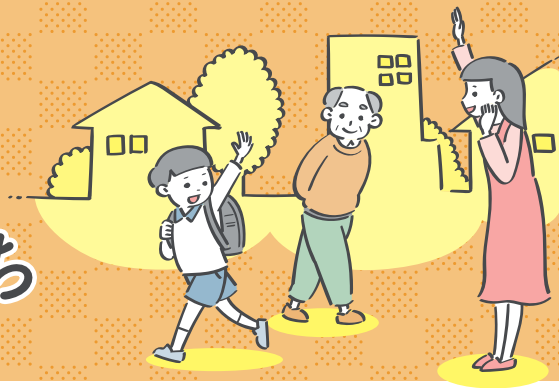


# 誰もがいつまでも 安心して暮らせるまち



## 政策の目標

保健・福祉・医療・介護サービスが充実し、まちに活気があふれ、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちを目指します。

## 政策の現状と課題

本市では、健康日本21（第二次）の基本方針を受けて、第2次健康びぜん21を策定し取組を進めていますが、今後さらなる健康の増進に向けて取組を継続していくことが必要です。

医療を取り巻く環境は少子高齢化や医療技術の進歩などで大きく変化しています。子どもから高齢者まで、あらゆる人が安心して生き生きと活躍し続けられるようにさまざまな暮らし方・働き方・生き方に対応できる保健医療システムの構築を目指しています。また、感染症への対策を考慮した「新しい生活様式」を浸透させる必要があります。

高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加が見込まれるなど、医療や介護を必要とする高齢者が増加・多様化しています。また、核家族化が進む中で、子育て世帯には子育てへの不安や負担が増大しています。

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して自分らしく暮らすことができ、すべての子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めていくために、公的なサービスを含めた地域社会全体で支えていく「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。



市の政策推進において  
**特に重要な課題**

- 総合的な健康づくり、介護予防の推進
- 地域包括ケアシステムの構築・深化
- 妊娠期から子育て期までの総合的な支援
- 相談者に寄り添った相談支援体制の強化



## 目標 (KPI)

	基準値		目標値 (2024)
●出生数 (2015年から2019年の平均)	186人	➔	220人
●自分の健康に気をつけている市民の割合	81.9%	➔	90.0%
●安心して子どもを産み育てることができるまちと 思う市民の割合	42.7%	➔	46.0%

## 施策一覧

施策名	担当部局	担当課
生涯を通じた健康づくりの推進	保健福祉部	保健課
子育て支援の充実	保健福祉部	子育て支援課
生活困窮者等の自立支援	保健福祉部	社会福祉課
障がいのある人への福祉の充実	保健福祉部	社会福祉課、地域福祉連携課
高齢者への福祉の充実	保健福祉部	介護福祉課、地域福祉連携課
地域に密着した医療サービスの提供	病院、保健福祉部	病院、地域福祉連携課

## みんなで進めるまちづくり

市民一人ひとりが  
できること

- ★人と人とのつながりを深めること
- ★お互いに行う隣近所の手助け
- ★高齢者や障がいのある人などの状況を理解し、関わりを持つこと
- ★高齢者や障がいのある人、子育て家庭などへの見守り
- ★地域の人への声かけなど、自分でできることの実践
- ★気になることがある場合に、警察や行政など公的機関に連絡するなどの迅速な行動

地域等みんなで  
できること

- ★サロン活動や交流活動のほか、世代間や多様な属性の方との相互の交流機会を設け、地域の人々の参加を積極的に促すこと
- ★高齢者や障がいのある人などの状況を理解し、みんなが住みよい地域にすること
- ★公的機関といつでも相談できる関係をつくること
- ★子育ては、家庭だけでなく地域全体で支え合う意識を持つこと

## 3-1 生涯を通じた健康づくりの推進



### 施策の方向性（施策の目標）

「市民が主役の健康づくり」「健康を支え合う地域づくり・健康を支える環境づくり」により、子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が心身ともに健康で、いつまでも生き生きと自分らしく毎日を過ごすことができるまちを目指します。



### 達成したい目標

No	指標名	基準値	目標値(2024)
1	自分の健康に気をつけている市民の割合	81.9%	90.0%
2	運動習慣のある市民の割合	21.6%	30.0%
3	朝食を毎日食べる3歳6か月児の割合	93.0%	96.0%
4	患者千人あたり新規人工透析患者数	0.258人	0.126人
5	特定健康診査受診率	38.1%	52.0%
6	自殺死亡率(人口10万人あたり)	17.5	15.0



### 目標達成のために解決すべき課題と取組

#### 課題①

##### 市民の健康意識の向上

▷ 市民が主体的に食生活の改善や運動習慣の定着など、普段から健康的な生活を送る取組の推進が必要です。



#### 取組①

##### 健康づくりに関する普及啓発の推進

▷ 地区組織や職域との連携を強化し、健康教育や健康相談などさまざまな機会をとらえて健康づくりに関する普及啓発を行います。

#### 課題②

##### 子どもの生活リズムの乱れの改善

▷ 朝食欠食や遅寝、メディアが適切に利用できていない等、基本的な生活習慣の確立が不十分な子どもが多くなっています。



#### 取組②

##### 子どもの生活習慣に関する保護者の意識の底上げ支援

▷ 保護者が、自身や子どもの生活習慣を見直し、規則正しい生活について考え実践できるよう、園や学校と連携していきます。また、乳児全戸訪問・乳幼児健康診査時などに、家庭の環境や事情なども考慮しながら、個々の家庭に丁寧に寄り添ってアプローチしていきます。

**課題③**

**生活習慣病の罹患者数の抑制**

▷ 高血圧症、脂質異常症、糖尿病患者が多い状態です。



**取組③**

**生活習慣病重症化の予防支援**

▷ 特定健診の結果ハイリスク者や、生活習慣病治療中断者への受診勧奨を実施します。

**課題④**

**特定健診・がん検診受診率の向上**

▷ 特定健診受診率は平成29年度までは増加していますが、それ以降が横ばい傾向です。64歳未満の男性受診率は微増していますが、女性は微減、また地区により受診率の差が10%以上あります。  
▷ がん検診の受診率は低下しており、特に40・50歳代の受診者が少なくなっています。



**取組④**

**受診しやすい体制づくりの推進**

▷ 受診勧奨ハガキを効果的な時期に送付する等、受診勧奨の効果的な方法の検討と実施を行います。広報等へがんの知識を掲載し、受診の必要性を普及啓発していくとともに、医療機関と協力連携を行い受診しやすい体制づくりを行います。

**課題⑤**

**自殺率の抑制**

▷ 国や県と比較して、自殺率が高く、特に働く世代の男性の割合が高くなっています。働く世代や市民がメンタルヘルスについて関心を持ち、必要なときに相談につながるための周知や普及啓発が必要です。



**取組⑤**

**働く世代のメンタルヘルス対策の促進**

▷ 働く世代や市民が職場や地域での研修等を通じてメンタルヘルスについて関心を持つことができるようゲートキーパー養成講座を実施し、相談窓口等を周知していきます。

**課題⑥**

**感染症に関する正しい理解の定着**

▷ さまざまな情報が錯綜する中で、情報の真偽がわからず、感染症に対する不安が強くなっているため、感染症を正しく理解することが必要です。



**取組⑥**

**感染症に関する正しい情報発信の推進**

▷ 広報や備前市ホームページ等で感染症に対する正しい情報を、疾病の流行時に合わせて適切なタイミングで発信していきます。



**関連する個別分野計画**

計画名	計画期間
第2次健康びぜん21・食育推進計画、備前市自殺対策計画	2019年4月～2024年3月
備前市国民健康保険第2期データヘルス計画	2018年4月～2024年3月
第三期備前市国民健康保険特定健康診査等実施計画	2018年4月～2024年3月

用語	説明
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人。



## 3-2 子育て支援の充実



### 施策の方向性（施策の目標）

子どもや子育て家庭を応援する社会が形成され、地域の人に見守られながら、子どもが健やかに育っているまちを目指します。また、子どもを持つ親が「仕事」と「子育て」のバランスが取れた生活を実現し、ゆとりを持って楽しく子育てができるまちを目指します。



### 達成したい目標

No	指標名	基準値	目標値(2024)
1	安心して子どもを産み育てることができるまちと思う市民の割合	42.7%	46.0%
2	放課後児童クラブ利用（登録）者数	394人	579人
3	地域子育て支援拠点利用者数	24,248人	25,680人
4	子ども第三の居場所利用者数	577人	1,200人



### 目標達成のために解決すべき課題と取組

#### 課題①

#### 児童虐待の防止

- ▷ 核家族化や小家族化が進み、子育てに対する不安や負担を感じる家庭が増えています。そのため、地域からの情報提供や情報収集、関係機関との連携が必要です。



#### 取組①

#### 児童虐待防止のための相談・支援の充実

- ▷ 要保護児童対策の調整機関として関係機関との連携を図り、要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦への支援を行います。
- ▷ 家庭における適正な児童養育その他家庭における児童福祉に対する相談、支援を行います。

**課題②****出産・育児に関する  
悩みの解消**

- ▷ 女性の社会進出や核家族化が進み、地域のつながりが希薄化しています。また、子育てを地域で行うという意識も低下しているため、子育て家庭が、困ったときに相談できる人や場所が必要です。

**取組②****出産・育児に関する相談体制の充実**

- ▷ 妊産婦や子育て家庭が抱える母子保健及び子育てに関するさまざまな悩み等に適切に対応し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行います。
- ▷ 地域において育児の支援を行いたい人及び育児の支援を受けたい人を組織化し、会員相互の子育てに関する援助を行います。
- ▷ ひとり親家庭に対する相談、援助を行います。
- ▷ 産後の母子で、心身の不調や育児不安のある人等に「産後ケア事業」を実施するほか、不妊・不育治療の助成を行います。

**課題③****子どもの貧困問題への  
対応**

- ▷ 厚生労働省が実施している国民生活基礎調査（2019年）の結果から、子どもの約7人に1人が貧困状態であり、親の経済的な困難が、子どもに学習や体験の機会の喪失、学力の低下などのさまざまな影響を及ぼし、世代を超えて連鎖する可能性があります。

**取組③****子どもの貧困問題への対策の推進**

- ▷ さまざまな支援が必要な子どもたちに、成長に欠かせない多様な体験活動を推進し、子どもの健やかな成長を支えるとともに、地域の人との触れ合いを通じて、豊かな人間性、社会性など将来の自立に必要な力を身につける居場所を提供します。また、居場所づくりとして、地域に「子ども食堂」を開設する団体への助成を行います。
- ▷ 家庭の事情により保護者などの大人と過ごす時間が短い子どもたちに対し、家庭の代わりに、地域の大人が子どもに関わりあい、遊びや食事の提供、落ち着いた学習環境を備えるなど、子どもが安心して継続的に過ごすことのできる居場所づくりを進めます。

**課題④****育児に対する経済的  
不安の解消**

- ▷ 内閣府の少子化社会対策白書（令和2年度版）から、理想とする子どもの数を持たない理由は、子育てや教育にお金がかかりすぎるからという意見が最も多いため、経済的な負担の軽減が必要です。

**取組④****子育て世帯の経済的な負担軽減**

- ▷ 出生した新生児の将来の健やかな成長を願い、祝金を支給します。
- ▷ 妊婦及び乳児、産婦の健康の保持及び増進を図るため、健康診査を実施します。
- ▷ 不妊治療費、不育治療費の一部を助成します。
- ▷ 児童手当・児童扶養手当を給付します。
- ▷ 小児医療費、ひとり親医療費、未熟児養育医療費を助成します。

## 課題⑤

## 子育てと仕事の両立支援

- ▷ 保護者の就労や保育の無償化により、こども園終了後の小学生の預かりも必要になっているため、放課後の小学生の預かり、病児・病後児の保育が必要です。



## 取組⑤

## 子育てと仕事の両立支援の充実

- ▷ 小学校に就学している児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。
- ▷ 病児・病後児を、病院・保育園等に付設された専用スペース等で、一時的に保育を行います。

## 課題⑥

## 親子が集える場所の魅力発信

- ▷ 児童遊園地は整備されていますが、周知が十分でない可能性があります。また、知っていても遊具等に物足りなさを感じているなど、利用者数が減少傾向となっています。
- ▷ 未就園児の交流場所として地域子育て支援拠点を整備していますが、就園児、小学生などの遊べる場所が不足しています。



## 取組⑥

## 親子が集える場所の魅力発信・利用促進

- ▷ 児童遊園地の遊具点検、維持管理を実施します。
- ▷ 地域子育て支援拠点事業を実施し、身近な地域での子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進を図ります。
- ▷ 利用者支援事業を実施し、地域子育て支援拠点等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行います。



## 関連する個別分野計画

計画名	計画期間
第2期備前市子ども・子育て支援事業計画	2020年4月～2025年3月

用語	説明
要支援児童	保護者による養育を支援することが特に必要と認められる児童。
要保護児童	保護的支援を要する児童。保護者のない児童や保護者に監督させることが不適当とされる児童。
特定妊婦	家庭事情や経済困窮により、養育上の支援が妊娠中から必要とされる妊婦。
地域子育て支援拠点	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うことができるよう市が事業を行っている場所。





## 3-3 生活困窮者等の自立支援



### 施策の方向性（施策の目標）

病気や離職等で生活に困窮しても相談しやすい窓口が整備され、生活支援や就労支援等により経済的に自立した生活を送ることができるまちを目指します。



### 達成したい目標

No	指標名	基準値	目標値(2024)
1	就労支援による就労者数	12人	15人
2	生活保護から自立した世帯数	22世帯	24世帯
3	生活困窮者からの相談件数	99件	120件



### 目標達成のために解決すべき課題と取組

#### 課題① 生活保護制度利用者の増加

▷ 高齢者の就労機会の不足や疾病等により就労できない状況にあるなど生活保護利用世帯は増加傾向です。また、潜在的な生活困窮世帯は他にもあると考えられます。



#### 取組① 生活保護制度の適正な運用

▷ 生活保護制度を適正に運用し、最低限度の生活を保障するとともに、日常生活の支援、社会的・経済的な自立を促進します。また、診療報酬明細書の点検等による医療扶助の適正化や検診結果に基づく保健指導を実施します。



### 課題②

#### 生活困窮者数の増加抑制

- ▷ 地域経済の伸び悩みや雇用形態の多様化により、就労できない人や就労していても収入が少ないなどの理由で生活困窮に至る傾向があります。
- ▷ 生活困窮者の経済的な自立には、個々の状況に合わせた自立支援を行っていく必要があります。



### 取組②

#### 生活困窮者自立支援制度の推進

- ▷ 生活に困窮している方の自立を促進するため、生活困窮者自立支援法に基づき包括的な支援を実施します。実施にあたっては、相談者の状況や意向を確認しながら、必要な支援を行います。

### 課題③

#### 生活困窮者等への支援

- ▷ 生活困窮時に利用することのできる制度や相談体制の周知が不足しています。
- ▷ 生活困窮者に関する情報が関係課につながるよう、各種制度の周知を図るとともに、関係機関との連絡体制の整備が必要です。



### 取組③

#### 制度の周知、相談体制の強化と早期支援の実施

- ▷ 困窮時に利用することのできる制度の周知を含めた相談体制の連携強化に努めます。また、関係機関等との連携を図り、生活困窮者の早期把握に努めます。



### 関連する個別分野計画

計画名	計画期間
備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画	2018年4月～2023年3月



## 3-4 障がいのある人への福祉の充実



### 施策の方向性（施策の目標）

質の高い障がい福祉サービスの提供体制が確保されており、障がいのある方が適性や能力に応じて地域社会の一員として活躍し、自分らしく、安心して暮らしているまちを目指します。



### 達成したい目標

No	指標名	基準値	目標値(2024)
1	放課後等デイサービス利用者数	107人	120人
2	一般相談実利用者数	349人	1,000人
3	施設入所からの地域移行者数	0人	1人
4	就労継続支援（A型・B型）利用者数	183人	200人
5	成年後見制度利用支援事業利用者数	6人	6人



### 目標達成のために解決すべき課題と取組

#### 課題①

#### 障がい児の障がい福祉サービスの充実

▷ 相談を必要としている障がい児の相談支援体制が不十分であり、障がい児サービスを提供する事業所も不足しているため、障がい児のためのサービスの充実が必要です。

#### 課題②

#### 相談支援や障がい福祉サービスの提供体制の構築

▷ 障がい福祉サービスの利用のための計画をつくる特定相談事業所が少なく、障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者全員が相談支援を受けることができていない場合があります。また、相談支援事業所のフォローやスキルアップを行う体制も不十分です。そのため、東備地域内で必要なサービスを受けることができるような体制の構築が必要です。

#### 取組①

#### 障がい児、障がい者の相談支援や障がい福祉サービスの提供体制の整備

- ▷ 障がい児、障がい者の相談支援とサービス事業所の充実を図ります。
- ▷ 基幹相談支援センター機能を強化し、相談支援事業所のフォローを行います。
- ▷ 地域生活支援拠点等の整備により、効果的な相談支援体制と障がい福祉サービス提供体制を整えます。
- ▷ 日常生活用具給付事業、移動支援事業を実施し、障がい者の社会参加と自立生活を促します。

**課題③**

**地域移行への対応**

▷ 障がい者が住み慣れた地域で再び生活ができるよう、入所施設から地域生活への移行に対応する支援（住宅の確保、新生活のための準備など）の充実が必要です。



**取組②**

**地域移行支援の充実**

- ▷ 障がい者が地域の中で自立した生活を営むことができるように、グループホーム等の整備を事業所等に働きかけます。
- ▷ 基幹相談支援センター機能を強化し、地域生活を支えるための体制整備に関するコーディネートを行います。
- ▷ 住宅入居等支援を行い、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

**課題④**

**雇用の確保と就労支援体制**

▷ 障がい者が適性に応じて働くために、就労訓練のための就労支援体制の整備や企業等のニーズ把握によるマッチングが必要です。



**取組③**

**雇用の確保と就労支援体制の構築**

- ▷ 就労移行支援事業の利用者を増やし、障がい者の就労訓練の支援と一般就労への移行を促進します。
- ▷ 東備地域自立支援協議会において、企業等に障がい者雇用の普及啓発と就労支援事業所の工賃アップの方策について協議を行います。

**課題⑤**

**差別の解消や権利擁護の推進**

▷ 障がいを理由とする差別の解消や虐待を防止するための周知が不十分であり、障がい者の権利擁護の推進と権利を守るため成年後見制度の普及啓発が必要です。



**取組④**

**差別の解消や権利擁護の普及啓発の充実**

- ▷ 障害者差別解消法に基づき障がいを理由とした差別の解消のための啓発を行います。
- ▷ 障がい者虐待についての正しい理解が広がるよう啓発を行うとともに、相談窓口と権利を守る制度である「成年後見制度」の周知を図ります。



**関連する個別分野計画**

計画名	計画期間
第3期備前市障がい者計画	2018年4月～2024年3月
第6期備前市障がい福祉計画	2021年4月～2024年3月
第2期備前市障がい児福祉計画	2021年4月～2024年3月
備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画	2018年4月～2023年3月

用語	説明
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度。援助者を設定し、援助者は本人の状態に応じ、契約などを代理で行うことが可能となる。
就労継続支援(A型・B型)	障がい者が就労するための訓練を行う事業所。障がい福祉サービスの類型のひとつ。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を持つ機関で、総合的・専門的な相談支援や困難事例への対応、一般・特定相談事業所への技術的な支援業務を行う。



## 3-5 高齢者への福祉の充実



### 施策の方向性（施策の目標）

高齢者が地域の一員として社会とのつながりを感じながら、健康で意欲的な生活を送っています。また、支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に受けられる体制が整い、安心して暮らせるまちを目指します。



### 達成したい目標

No	指標名	基準値	目標値(2024)
1	地域活動への参加率	6.9%	9.0%
2	市民主体の「通いの場」への参加率(月1回以上)	16.9%	18.0%
3	認知症サポーター養成数(累計)	4,329人	4,600人
4	市民後見人の登録者数	10人	20人
5	出前講座(ACP)の受講者数	17人	50人



### 目標達成のために解決すべき課題と取組

#### 課題①

#### 地域活動への参加促進

▷ 少子高齢化により地域活動の担い手として、高齢者の地域活動や就労などの社会参加は不可欠であり、高齢者が望む活動の場の充実が必要です。



#### 取組①

#### 社会参加の促進と介護予防の推進

▷ 高齢者が役割を持って地域で活動に参加していくことを通して、自ら介護予防に取り組むための意識を醸成します。  
▷ 就労支援の場のシルバー人材センターや、地域活動を行う老人クラブの活動を周知します。また、高齢者のニーズを各種団体と共有し、ニーズに合わせた活動内容となるよう支援します。  
▷ 市民主体の「通いの場」の活動を支援します。また、運営の担い手の養成など、地域での支え合い活動を支援します。

#### 課題②

#### 介護予防活動の推進

▷ 高齢者が自ら介護予防(フレイル対策)に取り組むための意識の醸成と、地域全体で介護予防に取り組む体制の整備が必要です。



### 課題③

#### 認知症への支援の充実

- ▷ 認知症になっても自分らしく暮らし続けられるよう、相談窓口の周知を図り、早期発見・早期対応による支援の充実が必要です。



### 取組②

#### 認知症高齢者に対する情報発信と支援策の強化

- ▷ 認知症になっても自分らしく暮らし続けられるよう、相談体制の充実や、認知症に対する理解が地域全体に広まるよう「共生」の基盤づくり、「予防」の取組を推進します。

### 課題④

#### 権利擁護の推進

- ▷ 認知症などの理由で判断能力や意思能力が十分でない方の支援や権利を守るため、相談窓口や成年後見制度の普及啓発及び担い手育成が必要です。
- ▷ 重大な権利侵害である高齢者虐待に対しては、正しい知識の普及に加え、早期発見、迅速な対応を行う体制づくりが必要です。



### 取組③

#### 権利擁護の普及啓発

- ▷ 判断能力や意思能力が十分でない方を支援し、権利を守るための制度である「成年後見制度」の普及啓発を行います。また、後見人の担い手の育成を行います。
- ▷ 高齢者虐待についての正しい理解が広まるよう啓発を行うとともに、相談窓口の普及啓発と関係機関との連携強化を行います。



### 課題⑤

#### 在宅医療・介護提供体制の推進

- ▷ 医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供する体制の構築が必要です。



### 取組④

#### 在宅医療・介護連携の推進

- ▷ いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療と介護の切れ目ないサービス提供に向けて、在宅療養を推進します。



**課題⑥**

**安定的な介護サービス提供体制の構築**

▷ 高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で暮らせるよう介護サービスの確保と充実が必要です。また、持続可能な制度運営を構築するため、介護給付の適正化が必要です。



**取組⑤**

**介護保険サービスの充実と円滑な運営**

▷ 介護が必要な高齢者に対し、地域における既存施設の状況を十分踏まえながら、介護サービスの確保・充実に努めます。  
▷ 介護給付の適正化や事業所への適正な指導監督を行い、サービスの質の向上に努めます。



**課題⑦**

**介護、福祉分野で働く人材の確保**

▷ 必要なサービスの提供を確保するため、さまざまな機関と連携しながら介護に関わる人材の創出や定着促進に向けた支援が必要です。



**関連する個別分野計画**

計画名	計画期間
備前市高齢者保健福祉計画・備前市第8期介護保険事業計画	2021年4月～2024年3月
備前市地域福祉計画・地域福祉活動計画	2018年4月～2023年3月
第2次健康びぜん21・食育推進計画（改訂版）	2019年4月～2024年3月

用語	説明
フレイル	加齢により心身の活力が低下しているが、適切な支援により生活機能の維持向上が可能な状態。健康状態と介護状態の中間の状態。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、本人のできる範囲で手助けする市民。
ACP（アドバンス・ケア・プランニング）	人生の最終段階における医療やケアについて、家族やケアチームで話し合う取組。
成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分ではない方を保護するための制度。援助者を設定し、援助者は本人の状態に応じ、契約などを代理で行うことが可能となる。





## 3-6 地域に密着した医療サービスの提供



### 施策の方向性（施策の目標）

地域住民が安心して介護・保険・予防等と連携した良質な医療を受けられることができ、住み慣れた地域で自分らしい日常生活を送ることができるまちを目指します。



### 達成したい目標

No	指標名	基準値	目標値(2024)
1	訪問看護ステーション利用者数	3,480件	4,000件
2	救急応需率	75.8%	80.0%
3	病床利用率	70.4%	80.0%
4	100床あたり医師数	10.5人	12.0人
5	経常収支比率	99.0%	100.0%



### 目標達成のために解決すべき課題と取組

#### 課題①

##### 在宅医療提供体制の構築

▷ 高齢化が進み、通院が困難になるケースが増えることが予測されます。また、地域包括ケア推進の観点からも、在宅医療の重要性が高まってきており、現状ではまだまだ不十分である在宅医療提供体制の構築が必要です。

#### 取組①

##### 在宅医療提供体制の構築

▷ 現在行っている往診や訪問診療をさらに広げられるよう、医師数の増加を目指すとともに、ICTの活用により、遠隔医療等が行えるような体制づくりを行います。

#### 課題②

##### 救急医療体制の整備

▷ 積極的な救急受入れに努めてはいるものの、休日夜間には検査ができない等の理由により対応ができていない例も一定数あります。地域住民がより安心して健康な生活を送るため、必要なときに適切な医療を受けられるよう、休日夜間の救急医療体制の充実が必要です。

#### 取組②

##### 救急医療体制の整備

▷ 市立3病院で休日夜間救急当番医制度をつくり、技師等がどの病院に呼び出されても検査できるよう連携して、市立3病院で検査実施体制構築を目指します。  
▷ 常勤の総合診療医の招聘に努め、患者を受け入れ、診療できる体制を整備します。  
▷ 高次医療機関との連携をさらに強化し、救急医療体制の確保、充実に努めます。

**課題③**

**患者数の減少**

▷ 人口の減少や市立3病院の診療科が限定されていることなどにより、患者数（入院、外来患者数）は減少しています。



**取組③**

**医療体制の充実と地域連携の推進**

- ▷ 医師不在となっている診療科の常勤医師の招聘に努めます。
- ▷ 市営バスのルート、本数の増加等について担当課と連携し、通院手段が確保できるよう努めます。
- ▷ 地域の医療機関や介護事業所等との連携や協力のもと、外来、入院、退院、介護の連携を円滑に行います。

**課題④**

**医療従事者の人材確保**

▷ 平成16年度開始の医師研修制度により、大学医局からの派遣に依存していた自治体病院の医師数が減少しています。また、医師の専門性の高度化等により、専門外の疾患対応や救急受入れも困難となっています。



**取組④**

**医療従事者の人材確保**

- ▷ 医師については、関係大学や病院への派遣依頼を重ねるとともに、医師の人脈や人材紹介業者の活用、研修の積極的な受入れ、離職防止のための処遇改善、働き方改革等、多面的な取組を進め、地域医療を守る施策を検討します。

**課題⑤**

**病院事業の方向性の検討・決定**

▷ 現状を十分に把握・検証した上で、備前市の医療・介護サービスの位置づけや役割を整理し、病院事業の今後の方向性について検討・決定が必要です。



**取組⑤**

**病院事業の方向性の検討・決定**

- ▷ 現状の病床利用状況からのみ将来の推計を行うのではなく、国の示す病床の再編計画を考慮した多角的な分析を行い、病院機能の転換等について検討します。
- ▷ 感染症対策について、県、市の関係部署や和気医師会との連絡を密にし、迅速かつ柔軟に役割分担や連携体制の構築に努め、市立病院としての使命を果たしてまいります。
- ▷ 病院間の人事交流を促進し、病院事業の一体化の方向性を検討します。



**関連する個別分野計画**

計画名	計画期間
備前市病院事業改革プラン	2016年4月～2022年3月
備前市市立病院ビジョン2035	2021年4月～2035年3月

用語	説明
ICT	Information and Communication Technologyの略称。情報通信に関する技術一般の総称で、従来使われてきた「IT」に代わる表現。
往診	通院できない患者の要請を受け、医師が診療に行く臨時的な手段。
訪問診療	在宅療養中の患者のもとに、計画的に医師が訪問し、診療を行うもの。





### ●生き粋びぜん体操

3か月続けることで筋力・柔軟性・バランス能力の維持・向上ができる体操。市では、いつまでも住み慣れたところで生活できるよう、生き粋びぜん体操を広めており、市内各所にて、グループや団体による活動が行われています。



### ●地域子育て支援拠点

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、市内に複数箇所開設しています。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。



### ●病院

市民の健康保持に必要な医療及び介護サービスを提供するため、3病院のほか、診療所や訪問看護ステーション、介護老人保健施設等を設置するなど、医療・介護環境を整備しています。



備前病院



日生病院



吉永病院



備前さつき苑